

| | |
|------------------|---|
| Title | 表紙 目次 |
| Sub Title | |
| Author | |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1957 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.4 (1957. 4) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570401--001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌

慶應義塾經濟学会
四月号

| | |
|--|------------|
| <p>「医療保障制度に関する勸告」の批判……………園 乾 治(一)</p> <p>經濟政策の目的と価値判断……………加 藤 寛(三)</p> <p>農業恐慌理論の一省察……………常 盤 政 治(四)</p> <p>——十九世紀末農業恐慌の性格について——</p> <p>ドイツ社会民主党初期の財政論……………大 島 通 義(五)</p> <p>F・シェーンブルクをめぐる 若干の基本的問題……………小 島 三 郎(六)</p> <p>書評及び紹介</p> <p>經濟學關係文獻目錄</p> | <p>論 說</p> |
|--|------------|

第五十卷

第四号

昭和二十五年四月一日 発行
昭和二十六年二月十三日 発行
昭和二十五年十月二十四日 発行
昭和二十六年三月十一日 発行
第三種郵便物認可
国鉄特別扱承認誌第一、九〇三號
毎月一、九〇三號
発行

昭和二十五年十月二十四日 発行
昭和二十六年三月十一日 発行
第三種郵便物認可
国鉄特別扱承認誌第一、九〇三號
毎月一、九〇三號
発行

三田學會雜誌 昭和三十三年三月號

定價 金七〇圓 (送料)

MITA GAKKAI ZASSHI

(Mita Journal of Economics)

Vol. 50, No. 3 March, 1957

CONTENTS

Studies in Economic History (Part VI)

Relations between the Agricultural Books and
the Level of Prices after the Middle
Period of Tokugawa…………… T. Shimazaki (1)

The Historical Study of Rural Wages
in Kantō District…………… A. Hayami (15)

Feudal Obligations in the Seventeenth Century
…………… S. Yasuzawa (31)

~~~~~

Die historische Bedeutung des deutschen Bauernkrieges  
…………… M. Terao (57)

Published for  
**KEIO-GIJUKU KEIZAI GAKKAI**  
(The Keio Economic Society)  
Editorial communications to be sent to  
the Editor, Keio-Gijuku Keizai Gakkai,  
Keio-Gijuku University,  
Mita, Minato-ku, Tokyo, Japan.  
Price 70 yen

書評及び紹介

|                                  |                         |
|----------------------------------|-------------------------|
| S・A・アパスによる東南アジア発展所要資金の算定……………    | 白石 孝(七)                 |
| ピレンヌ著『中世ヨーロッパ経済史』……………           | 渡辺 国広(一〇〇)              |
| 高村象平他訳『中世ヨーロッパ経済史』……………          | 飯田 鼎(一〇一)               |
| ウィリヤム・Z・フォスター著『世界労働組合運動史概観』…………… | 堀経夫著『イギリス社会思想史概説』……………  |
| 堀経夫著『イギリス社会思想史概説』……………           | 水田洋著『社会思想小史』……………       |
| 水田洋著『社会思想小史』……………                | 同 著『社会思想史の旅—イギリス—』…………… |
| 同 著『社会思想史の旅—イギリス—』……………          | 白井 厚(一〇五)               |

「医療保障制度に関する勧告」の批判

園 乾 治

一、医療保障の意義

(一) 社会保障の意義および構成

医療保障はいうまでもなく社会保障の一部面を形成するものである。それ故に医療保障を理解するためには、何よりもまず社会保障の本質を闡明しなくてはならない。そして社会保障の本質に関しては、学者によって種々の見解が展開せられるが、少なくとも次の諸点については、諸学者の見解が一致している。それは社会保障が、(一)すべての国民を対象とするものであること、(二)最低生活を確保するものであること、(三)国が国民に対する責務として行うものであること、の三点である。

そして具体的にいえば社会保障は、(一)社会保険、(二)公共扶助、(三)社会福祉、医療および衛生に関する制度をもって構成せられる。これらの諸制度はいずれも国民の特定の階層もしくはすべての国民を対象とし、労働能力もしくは労働の機会を失う結果、収入の一部を

「医療保障制度に関する勧告」の批判

減少もしくは全部を喪失する上、労働能力もしくは労働の機会を回復するために支出の増加を招来する場合に、その収入を補給して支出を可能ならしめ、あるいは支出を節約し、直接に労働能力の回復に役立つ医療その他の給付を行うものであり、これに要する費用を国が調達することを本旨とするのである。

しかし社会保障を構成する諸制度のうち、社会保険のみは自立制度といわれるように、その運営に要する費用に充てる財源として、受益者が少なくとも一部の出捐を行うことを条件とするものであって、この点が爾余の公共扶助、社会福祉と相異なる点で、後者の諸制度においては、その支給を受ける者は一定の条件を充す者に限られるとはいえず、それらの者がこの制度の運営に要する費用に充てる財源に対して、直接貢献することを必要としないものである。

そして社会保障は、受益者の出捐を必要とする社会保険をその中核とすべきであるか、あるいはそれを必要としない公共扶助および社会福祉を中核とすべきであるか。これについては昭和二五年一〇